成果有体物提供契約書（ＭＴＡ）

学校法人愛知学院（以下「甲」という。）と株式会社○○○○（以下「乙」という。）は、本契約書第１条記載の成果有体物について、甲から乙へ提供するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（提供）

第１条　甲は、次の成果有体物（以下「本件有体物」という。）を乙に提供する。

本件有体物の名称：「　　　　　　　　　　」

本件有体物提供者　１．愛知学院大学　○○学部

教授　　××　××

２．愛知学院大学　○○学部

准教授　××　××

本件有体物受領者　　　○○○○大学　○○学部

教授　　××　××

（受領）

第２条　乙は、甲より本件有体物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

（対価等の支払）

第３条　乙は、本件有体物提供の対価○○，○○○円を、甲の請求により甲の指定口座へ振り込むものとする。

２　乙は、本件有体物の搬入及び搬出等に要する費用を負担するものとする。

（目的外使用の禁止）

第４条　乙は、本件有体物を教育又は非営利目的の研究にのみ使用するものとする。

２　乙は、本件有体物を、人間を被験者とするものに使用してはならない。

３　乙は、本件有体物の分析を行ってはならない。

４　乙は、甲から本件有体物の取扱（研究終了時の措置を含む。）について条件が設定されている場合には、当該条件を遵守するものとする。

５　乙は、関係法令及び規則に従い、本件有体物を適切に取り扱うこととする。

（秘密保持）

第５条　乙は、本件有体物について、事前の甲の承諾なしに、第三者に開示し又は漏洩してはならない。ただし、本件有体物が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

1. 甲から提供された時点ですでに公知であったもの又は甲から提供された後に自らの責めによらず公知となったもの
2. 甲から提供される以前にすでに乙が所有していたもの
3. 他の契約等において開示することが認められたもの
4. 法令又は裁判所若しくは官公庁の命令により開示を求められたもの

（第三者への移転）

第６条　乙は、甲の書面による承諾なしに、本件有体物を第三者へ移転してはならない。

（成果の公表）

第７条　乙は、本件有体物を使用して得られた成果を学会その他外部に発表する場合には、その内容、時期及び方法等について、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（知的財産権の取扱い）

第８条　乙は、本件有体物を使用して得られた発明、考案、意匠、著作物又はノウハウ等に係る取扱いについては、甲乙別途協議の上決定する。

（損害賠償等）

第９条　本件有体物の取扱の結果生じるいかなる事象に関しても、乙は甲に対し一切の損害賠償等を請求しないものとする。

（契約の有効期間）

第１０条　本契約の有効期間は、本契約書締結の日から１年間有効とする。

２　前項の規定に関わらず、第５条、第６条及び第７条の規定は、本契約期間終了後○年間その効力を有するものとする。また、第８条及び第９条の規定は、本契約期間終了後もその効力は消滅しないものとする。

（契約解除）

第１１条　甲及び乙は、乙又は甲が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（契約終了又は解除後の取扱い）

第１２条　乙は、本契約が終了又は解除されたときは、甲と協議の上、本件有体物を廃棄又は甲へ返却するものとする。本件有体物に係る情報も同様とする。

（協議）

第１３条　本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

（裁判管轄）

第１４条　本契約に関し訴訟等を行う場合は、被申立人の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

年　　月　　日

（甲） 愛知県名古屋市千種区楠元町１－１００

学校法人愛知学院

理事長　　　　　××　××　　　印

（乙）　東京都港区××６－９

学校法人○○○○

学長　　　　　 ××　××　　　印